

那覇市トイレ等提供店舗整備事業要綱

平成27年3月13日

経済観光部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、マチグワァの店舗が所有するトイレを、来訪者の利用に供する「那覇市トイレ等提供店舗整備事業」について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、マチグワァの来訪者が、安心かつ快適に買い物や観光ができるためにトイレ等の環境整備を図り、もってマチグワァの活性化に資することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マチグワァ 別表1に掲げる地域内をいう。
- (2) 通り会等 10店舗以上の商店主で組織された商店街振興組合、商店会、通り会で、別表2に掲げる団体をいう。
- (3) トイレ等提供店舗 第9条に規定する那覇市トイレ等提供店舗協定書を締結し、次条に掲げる事項を遵守する店舗等をいう。
- (4) 来訪者 買い物や観光等を目的として、マチグワァを訪れる者をいう。

(トイレ等提供店舗の役割等)

第4条 トイレ等提供店舗は、那覇市が指定する案内表示板等を、来訪者が見やすい那覇市と協議して決めた第3号様式別紙1に定める位置に設置し、店舗のトイレを来訪者に対し無償で提供するものとする。

- 2 トイレ等提供店舗は、来訪者が安心かつ快適に利用できるよう、店内及びトイレの環境整備、維持に努めるものとする。
- 3 トイレ等提供店舗は、原則毎月那覇市に実績報告書(利用人数・経費等)を提出するものとする。
- 4 トイレ等提供店舗は、次に掲げる協力事項に努めるものとする。
 - (1) 店舗周辺の道案内に関すること。
 - (2) 中心商店街で開催されるイベント情報の提供に関すること。
 - (3) 那覇市が提供するパンフレット等の配布に関すること。

(トイレ等提供店舗の要件)

第5条 トイレ等提供店舗は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 店舗がマチグラーにあること。
- (2) 店舗が週6日以上営業していること。
- (3) 店舗のトイレが水洗であること。
- (4) 店舗のトイレが洋式トイレであること。
- (5) 店舗のトイレが清潔であり、維持管理できること。

(申請手続き)

第6条 トイレ等提供店舗の登録を受けようとする者は、那覇市トイレ等提供店舗申請書

(第1号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、店舗所在地に通り会等が結成されていない場合は、別に定める那覇市トイレ等提供店舗運営委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くことができるものとする。

- (1) 申請する店舗所在地の通り会等の意見書(第2号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、通り会等で管理するトイレをトイレ等提供店舗として登録する場合は、第1項の書類を省くことができる。

3 市長は、第1項の提出がされたときは、申請書類の審査、現地調査の結果に基づき、予算の範囲内において、トイレ等提供店舗を認定するものとする。ただし、栄町市場商店街においては、2店舗以内でトイレ等提供店舗を認定するものとする。

4 市長は、トイレ等提供店舗の登録を受けようとする者の申請が予算の範囲を超えた場合等必要に応じて、委員会の意見を聴くことができるものとする。

(適否及び選定順位の基準)

第7条 トイレ等提供店舗の適否及び選定順位の基準は次のとおりとする。

(1) 適否の基準は次のとおりとする。

- ア) 来訪者が安心かつ快適に利用できる衛生的な店舗
- イ) 通り会等に加入しており、通り会等で行う事業に協力的な店舗。または、店舗所在地に通り会等が結成されていない場合は、周辺の通り会等で行う事業に協力的な店舗。
- ウ) 第4条に規定する事項について、適切な対応ができる店舗

(2) 選定順位の基準は次の各項目のとおりとする。

- ア) トイレが1階にある。
- イ) 個人事業者の店舗のトイレである。

- ウ) 店舗が、日中8時間以上営業している。
- エ) 来訪者にとって利用しやすい立地である。
- オ) バリアフリースイートイレである。
- カ) オムツ替えシート等、乳幼児のための設備を備えている。
- キ) オストメイト対応等多機能性トイレである。
- ク) 既に協定を締結している店舗については、利用者数の多い店舗を優先する。

(申請の取下げ)

第8条 トイレ等提供店舗は、申請の取下げをする場合は、認定決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、那覇市トイレ等提供店舗支援事業申請 取下げ書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る協定の締結は、なかったものとみなす。

(協定書の締結)

第9条 市長は、第7条の規定によりトイレ等提供店舗を認定したときは、当該申請者と那覇市トイレ等提供店舗協定書（第3号様式）を締結するものとする。

(協定期間)

第10条 前条に規定する協定書の協定期間は、協定日の属する会計年度の3月31日までとする。

(協力謝礼金及び費用負担)

第11条 市長は、第4条に規定する事項に対する謝礼として、別表3に掲げる基準で算定した月額を、トイレ等提供店舗に支払うものとする。ただし、月途中で契約又は解除した場合は、日割り計算にて支払うものとする。

- 2 トイレ等提供店舗は、第4条に規定する事項に要する費用で前条の協力謝礼金で不足する分を負担するものとする。

(立入調査)

第12条 市長は、トイレ等提供店舗が第4条に規定する事項を遵守しているか調査するために、必要に応じて立入調査を行うことができるものとする。また、運用状況について、報告を求めることができるものとする。

(改善要求及び解除)

第13条 市長は、第4条に規定する事項を遵守していないと判断したときは、トイレ等提供店舗等に対して期限を定めて改善等の要求を行うものとする。

- 2 前項の要求を受けたトイレ等提供店舗は、期限までに改善した内容を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の改善報告による再調査等の結果、第4条に規定する事項が遵守されていないと判断したとき、又は、前項の改善報告がないときは、協定を解除するものとする。
- 4 トイレ等提供店舗は、協定を解除しようとする場合には、あらかじめ2月前までに那覇市トイレ等提供店舗協定解除申出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、トイレ等提供店舗の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行する。

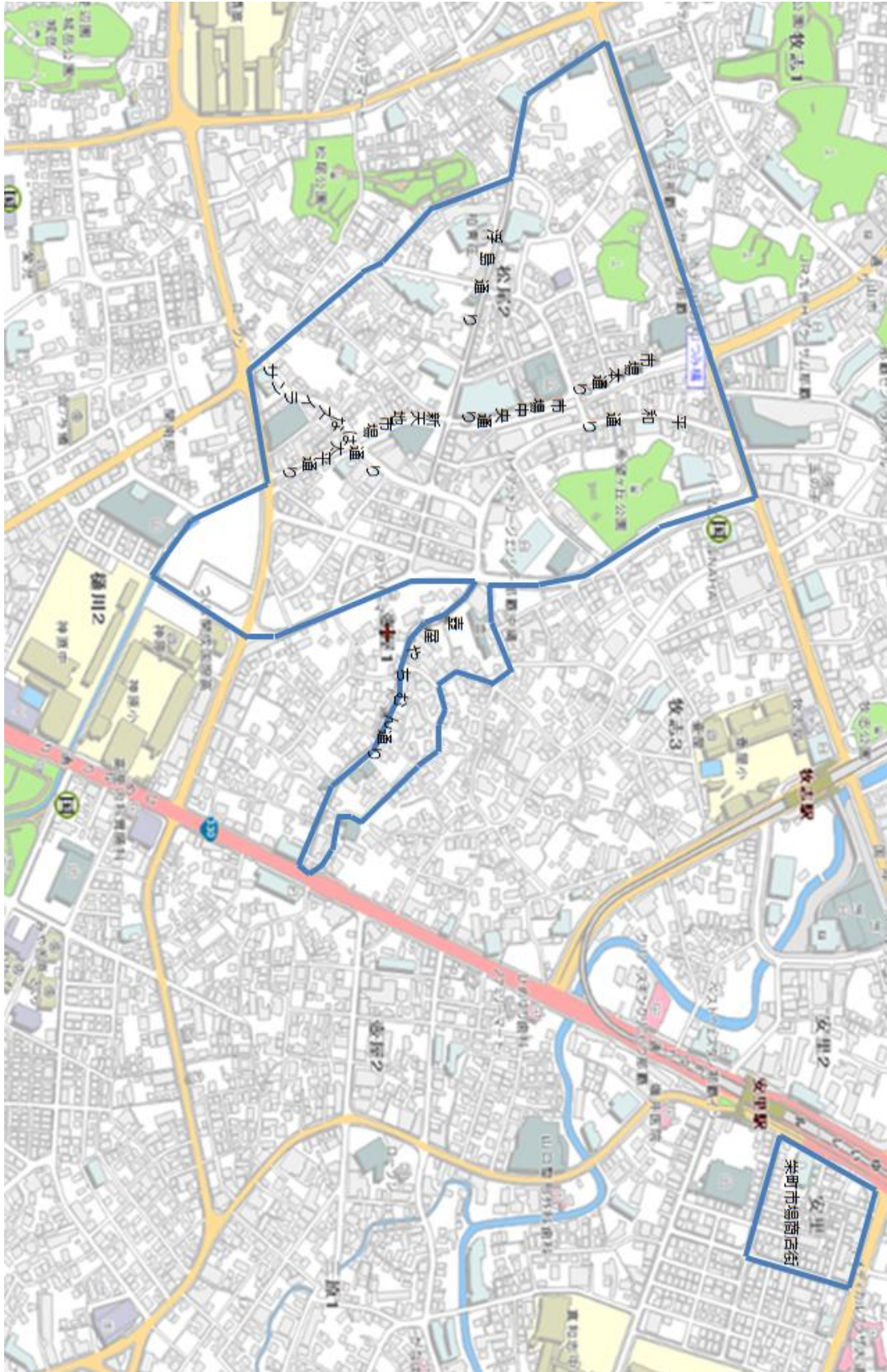
付 則

この要綱は、平成30年3月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

別表1



地図出力元：沖縄県地図情報システム

別表 2

1	新栄通商店街振興組合
2	那覇市平和通り商店街振興組合
3	市場本通り会
4	むつみ橋通り会
5	ガープ川中央商店街組合
6	那覇市浮島通り会
7	壺屋やちむん通り会
8	市場中央通り会
9	新天地市場本通り会
10	太平通り商店街
11	栄町市場商店街振興組合
12	のうれんプラザ商店会

別表 3

月 1 台あたりの金額	大便器	6,000 円
	小便器	4,000 円
月 1 店舗あたりの上限額	男女共有トイレ	16,000 円
	男女別トイレ	44,000 円